

太田市立幼稚園評議員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）が、地域住民、保護者、有識者等から広く意見を聞き、地域社会と連携することにより、開かれた幼稚園運営を推進するため、太田市立幼稚園管理規則（平成17年太田市教育委員会規則第23号）第17条の規定に基づき、幼稚園評議員（以下「評議員」という。）を置く場合に必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 評議員は5人以内とし、当該幼稚園の職員以外の者で地域住民、保護者有識者等の中から園長が推薦し、太田市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 評議員の任期は1年とする。

2 評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第4条 評議員は園長の求めに応じて、教育活動の計画及び実施、幼稚園と地域社会の連携の進め方など、幼稚園運営に関して、意見を述べ、助言を行う。

(会議)

第5条 園長は、必要に応じて、評議員による会議を招集し、これを主宰する。

2 会議の庶務は、評議員を置く当該幼稚園が担当する。

(秘密を守る義務)

第6条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評議員に関し必要な事項は、評議員を置く当該幼稚園長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。